

家庭医制度の整備の推進に関する法律案 概要

1. 目的

この法律は、地域における医療提供体制について、新型コロナウイルス感染症その他の国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症その他公衆衛生上の危害が発生した場合においても、家庭医により十分な医療が提供されるとともに、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、家庭医により地域住民一人一人の心身の状況に応じた疾病の予防のための措置を中心とする医療が提供される体制を整備することが喫緊の課題となっていることに鑑み、家庭医制度の整備に関する施策を総合的に推進し、もって国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の実現に資することを目的とすること。

2. 定義

- (1) 「家庭医」 地域において日常的に地域住民の疾病その他のあらゆる健康上の問題に対応する次の業務を行う医師
 - ① 地域住民に対する予防管理その他のプライマリ・ケア
 - ② 専門的な医療の提供を行う医療機関及び介護、福祉その他の地域包括ケアシステムに関係する機関との連携協力を確保するための連絡調整
- (2) 「予防管理」 地域住民の健康相談及び健康管理（疾病の予防のための措置を含む。）
- (3) 「プライマリ・ケア」 地域住民の疾病その他のあらゆる健康上の問題に対し、その初期の段階で適切な対応を行い、必要に応じて予防管理及び継続的な医療を総合的に提供すること
- (4) 「家庭医制度」 家庭医による医療の提供を中核とした地域における医療提供体制

3. 基本理念

- (1) 家庭医がプライマリ・ケアを適切に実施することができる環境を整備すること。
- (2) 家庭医が医療関連情報(※)に基づく良質かつ適切な医療の提供を行うことができる環境を整備すること。 ※ 医療を受ける者の心身の状態その他の医療を受ける者に関する情報
- (3) 家庭医がプライマリ・ケアの提供を行う医療機関と専門的な医療の提供を行う医療機関との機能の分担及び相互の連携協力を確保するための連絡調整を行うことができる環境を整備することにより、地域において良質かつ適切な医療を提供するための体制を構築するとともに、医療を受ける者の利便を増進し、及び勤務医の負担を軽減すること。
- (4) 家庭医は地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすものとし、介護、福祉その他の関係機関との相互の連携協力の確保を図ること。

4. 国の責務

5. 家庭医制度の整備の目標時期：法施行後3年を目途に法制上又は財政上の措置

6. 家庭医制度の整備に関する施策の基本となる事項

- (1) 家庭医の認定等
 - ① プライマリ・ケア等に関する研修を修了した医師を家庭医として認定
 - ② 地域住民による家庭医の登録制
 - ③ 家庭医の登録の推進
- (2) 予防管理に係る保険給付等の検討
 - ① 予防管理を医療保険の保険給付の対象とすることについての検討
 - ② 家庭医によるプライマリ・ケア等に係る診療報酬及び財政上の措置の在り方の検討
- (3) 診療録等のデータベースの整備及び活用の促進等
- (4) 家庭医と専門的な医療の提供を行う医療機関との連携等
- (5) 在宅医療の推進等
- (6) 家庭医のオンライン診療の実施の在り方の検討

7. 施行期日：公布の日から施行